

第2回協議会で協議した取り組み手法案（通学区域を変更する案・しない案）について地域説明会を行い、地域・保護者の皆様からご意見をいただきました。それらの意見をもとに対応案を検討し、第3回協議会で意見を踏まえた取り組み手法案について協議しました。

今後、第3回協議会の協議結果を各所属団体で共有していただき、次回協議会（5/15を予定）において、取り組み手法案についての合意形成を図っていきます。

地域説明会等

- 地域説明会を3/15(金)、16(土)に計3回実施（千早小体育館）（延べ96名参加）
- 教育委員会に直接いただいたご意見（メール26件、電話5件）計31件

主な意見

千早小、千早西小の教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千早小は現在でも運動場が狭い。プレハブ校舎を建ててさらに狭くなるのは反対。子ども達にとって良くないと思う。 ・ 中長期的な通学区域の変更の方針には賛成。 ・ いずれ通学区域を変更する必要があるのは理解する。 ・ 千早西小は校庭も広く、畑もあり収穫を楽しめるなど、子ども達は伸び伸び育っていると思う。
子どもの声、負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転校したくない。友達と離れたくない。 ・ 環境が変わるのは子どもにとって大きなストレス。
経過措置や選択制の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5、6年生は自然教室や修学旅行があり、気心の知れた友達と行かせてあげたい。学年に応じた配慮をしてほしい。 ・ 転校で子ども達の精神的負担が大きいことに学年は関係ない。希望すれば卒業まで千早小に通えるようにしてほしい。 ・ 兄弟姉妹は同じ学校に通えるようにしてほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共働き世帯も多いと思うので、子ども達の放課後の過ごし方も考慮してほしい。 ・ 安全に国道を渡れるよう警備員をつけるなど考えてほしい。 ・ 歩道橋や街灯の設置等を検討してほしい。

- ・ **通学区域を変更することには一定の理解を示されている**
- ・ **引き続き千早小に通うことができるよう経過措置を設けた通学区域変更案の検討も必要**

対応案

- ・ 千早小の運動場へプレハブ校舎は設置せずに済むよう、**令和7年度から対象地域（千早3丁目1～2番、千早4丁目1～15番）を千早小から千早西小の通学区域に変更する。**
- ・ 学校が変わることによる人間関係や教育環境の変化は、児童の負担となる可能性があることから、対象地域の在校生（令和6年度末まで千早小に通学していた児童）については、**引き続き千早小に通えるよう経過措置**を設ける。

第3回協議会

第3回協議会を4/17(水)に千早公民館で開催しました。地域説明会等での意見を踏まえ、経過措置を設けるB、C案を加えた以下の案について協議を行いました。

意見を踏まえた取り組み手法案

取り組み手法案		学級数の推移見込																								
通学区域を変更する	案1-A：経過措置無 <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度から対象地域を千早小から千早西小の通学区域に変更する。 千早小にプレハブ校舎等の設置は不要。 	<table border="1"> <caption>Case 1-A: Student Numbers</caption> <thead> <tr> <th>Year</th> <th>千早小</th> <th>千早西小</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R5</td><td>36</td><td>18</td></tr> <tr><td>R6</td><td>36</td><td>17</td></tr> <tr><td>R7</td><td>29</td><td>28</td></tr> <tr><td>R8</td><td>30</td><td>29</td></tr> <tr><td>R9</td><td>29</td><td>29</td></tr> <tr><td>R10</td><td>30</td><td>30</td></tr> <tr><td>R11</td><td>30</td><td>29</td></tr> </tbody> </table>	Year	千早小	千早西小	R5	36	18	R6	36	17	R7	29	28	R8	30	29	R9	29	29	R10	30	30	R11	30	29
	Year	千早小	千早西小																							
	R5	36	18																							
R6	36	17																								
R7	29	28																								
R8	30	29																								
R9	29	29																								
R10	30	30																								
R11	30	29																								
案1-B：新5、6年生経過措置 <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度から対象地域を千早小から千早西小の通学区域に変更する。 新5、6年生及びその弟妹児については、千早小の選択を可能とする。 千早小にプレハブ校舎等の設置は不要。 	<table border="1"> <caption>Case 1-B: Student Numbers</caption> <thead> <tr> <th>Year</th> <th>千早小</th> <th>千早西小</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R5</td><td>36</td><td>18</td></tr> <tr><td>R6</td><td>36</td><td>17</td></tr> <tr><td>R7</td><td>34</td><td>22</td></tr> <tr><td>R8</td><td>33</td><td>25</td></tr> <tr><td>R9</td><td>31</td><td>27</td></tr> <tr><td>R10</td><td>31</td><td>27</td></tr> <tr><td>R11</td><td>31</td><td>28</td></tr> </tbody> </table>	Year	千早小	千早西小	R5	36	18	R6	36	17	R7	34	22	R8	33	25	R9	31	27	R10	31	27	R11	31	28	
Year	千早小	千早西小																								
R5	36	18																								
R6	36	17																								
R7	34	22																								
R8	33	25																								
R9	31	27																								
R10	31	27																								
R11	31	28																								
案1-C：在校生全て経過措置 <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度から対象地域を千早小から千早西小の通学区域に変更する。 新2～6年生及びその弟妹児については、千早小の選択を可能とする。 千早小にプレハブ校舎等の設置は不要となる可能性が高い。 	<table border="1"> <caption>Case 1-C: Student Numbers</caption> <thead> <tr> <th>Year</th> <th>千早小</th> <th>千早西小</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R5</td><td>36</td><td>18</td></tr> <tr><td>R6</td><td>36</td><td>17</td></tr> <tr><td>R7</td><td>37</td><td>20</td></tr> <tr><td>R8</td><td>37</td><td>21</td></tr> <tr><td>R9</td><td>36</td><td>23</td></tr> <tr><td>R10</td><td>36</td><td>24</td></tr> <tr><td>R11</td><td>35</td><td>26</td></tr> </tbody> </table>	Year	千早小	千早西小	R5	36	18	R6	36	17	R7	37	20	R8	37	21	R9	36	23	R10	36	24	R11	35	26	
Year	千早小	千早西小																								
R5	36	18																								
R6	36	17																								
R7	37	20																								
R8	37	21																								
R9	36	23																								
R10	36	24																								
R11	35	26																								
変更しない	案2：教室等の増設 <ul style="list-style-type: none"> 通学区域を変更せず、現行の通学区域とし、児童数増に対してはプレハブ校舎を設置して対応する。 	<table border="1"> <caption>Case 2: Student Numbers</caption> <thead> <tr> <th>Year</th> <th>千早小</th> <th>千早西小</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R5</td><td>36</td><td>18</td></tr> <tr><td>R6</td><td>36</td><td>17</td></tr> <tr><td>R7</td><td>39</td><td>18</td></tr> <tr><td>R8</td><td>39</td><td>18</td></tr> <tr><td>R9</td><td>40</td><td>18</td></tr> <tr><td>R10</td><td>40</td><td>18</td></tr> <tr><td>R11</td><td>41</td><td>18</td></tr> </tbody> </table>	Year	千早小	千早西小	R5	36	18	R6	36	17	R7	39	18	R8	39	18	R9	40	18	R10	40	18	R11	41	18
Year	千早小	千早西小																								
R5	36	18																								
R6	36	17																								
R7	39	18																								
R8	39	18																								
R9	40	18																								
R10	40	18																								
R11	41	18																								

協議会での主な意見

- 千早小の更なる児童数増は、今以上の制限や混雑に繋がるので、通学区域変更は必要だと思う。ただ、転校による児童への負担もあるため、千早小に残ることができる配慮も必要だと思う。
- 児童の負担に学年は関係ない。希望すれば学年に関わらず千早小に残れる案1-Cが良い。
- 通学区域変更対象地域の児童が千早西小のことを知ることができる機会を設けてほしい。
- 友達関係が崩れないよう、通学区域変更で校区外になっても放課後には互いが遊びに行けるよう配慮してほしい。

協議の結果、経過措置を設けて通学区域を変更する案1-Cを進めていくこととなりました。

協議会資料については、福岡市教育委員会ホームページ（福岡市ホームページ）に掲載しています。
 福岡市教育委員会HP>教育施策>学校規模適正化>千早小学校・千早西小学校通学区域協議会
 URL : https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/tsuugaku/ed/tuugakukuikikyougikai/tuugakukuikikyougikai_2_2.html

《お問い合わせ先》千早小学校・千早西小学校通学区域協議会 事務局（福岡市教育委員会 学校計画課）
 TEL : 092-711-4252 FAX : 092-733-5539 E-mail : gakkokeikaku.BES@city.fukuoka.lg.jp

👉 **千早 協議会** **検索**

福岡市HPのトップページ 左上の検索ボックスから「千早 協議会」と検索すると簡単にアクセスできます。